

「住所変更届」ご提出方法のご案内

ご郵送にて住所変更のお届けをする場合は、「住所変更届」をご提出いただきます。ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

1

この「住所変更届」は、**中央労働金庫**とお取引をされている**個人**のお客様のみご利用いただけます。**なお、以下のお取引をお持ちのお客様は、本ページより印刷した「住所変更届」での住所変更手続きはできません**ので、ご注意ください。

対象のお取引	お手続きの内容
財形預金	事業主様へお申出いただき、別途専用届出書類をご提出
マル優・マル特	所定の届出書類のご提出（個人番号の申告も必要です）
国債・投資信託	所定の届出書類のご提出（個人番号の申告も必要です）
個人年金保険	契約先保険会社所定のお手続き

2

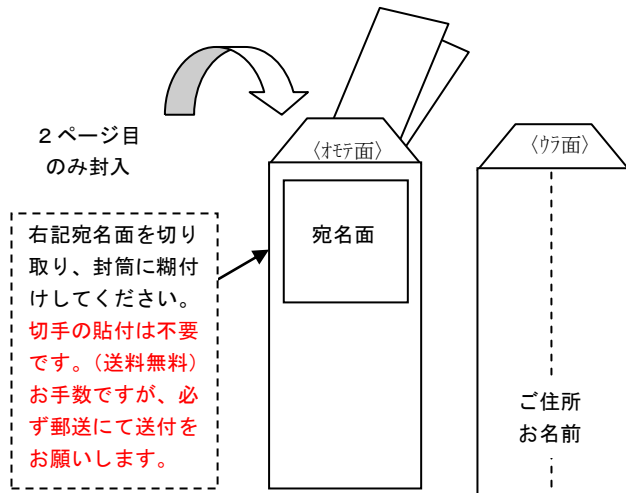
2 ページ目の、ご提出用「住所変更届」に**ご記入・ご捺印**をお願いいたします。

以下のいずれかに該当した場合、お客様に書類を返送させていただき、再度ご提出いただくことがございますので、ご注意ください。

- ご送付いただいた書類に**記入漏れ・記入相違**があった場合
- ご捺印いただいたご印鑑が**ろうきん預金口座のお届出印と相違**していた場合、または不鮮明・重ね押し等により**照合ができない**場合
- その他、お客様への確認を要する事項が生じた場合 等

3

定形封筒をご用意いただき、表面に以下の宛名面を糊付けしてください。裏面には**ご住所・お名前**をご記入ください。**2** でご記入・ご捺印いただいた「住所変更届」を封入し、ご投函ください。



キリトリ線

料金受取人払郵便

神田局
承認
8425

差出有効期間
平成30年5月
31日まで

101-8755

定形郵便物 303

東京都千代田区
神田駿河台2-5

中央労働金庫 メールオーダー係行

972-T1200 (1606) Y10

4

当金庫にて受領後、ご記入内容等に不備がない場合、順次変更手続きをさせていただきます。

ご提出の時期によっては、当金庫からの郵便物が変更前の住所に届くことがございますが、ご了承ください。

